

山形広域環境事務組合職員の育児休業等に関する規則

〔 令和 2 年 4 月 〕
〔 山広環規則第 6 号 〕

山形広域環境事務組合一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年共衛条例第 5 号）等の施行に関し必要な事項については、山形市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年山形市規則第 2 2 号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「山形市」とあるのは「山形広域環境事務組合」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。